平成２４年（フ）第１３６６８号
東京都荒川区町屋１丁目８－１－202
債務者　小瀬田秀雄
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６６９号
神奈川県横浜市緑区中山町323―307
債務者　須藤加奈子（旧姓程島）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７号
東京都福生市大字熊川448番地１エクセルコート301号室
債務者　佐藤　詩子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８４号
東京都国分寺市日吉町３丁目21番地35グリーンゲーブル101
債務者　本間　　恵
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１７７号
東京都東大和市狭山４丁目1454番地の１グランシエル102号室
債務者　佐久間政紀
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８０号
愛知県豊川市下長山町西道貝津25番地の１コーポＮＫ102号
債務者　矢萩　勇二
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３６号
長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷２番地47
債務者　中島　俊一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市広田３丁目28番１号　グリーンコーポ西海203号、旧住所長崎県佐世保市吉岡町1524番地
債務者　岡村　直樹
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
長崎県佐世保市陣の内町673番地　２号、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町栄町４番地３
債務者　山口　久子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
長崎県佐世保市白岳町774番地３
債務者　押渕　朋子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免482番地７　カントリーハイツ306、旧住所長崎県佐世保市清水町２番８号
債務者　山田　多恵（旧姓戀塚）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３４６４号
東京都文京区湯島３丁目１－４－301
債務者　関　　瑞恵
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４９７号
埼玉県さいたま市南区白幡３丁目12―13―５
債務者　奥泉　健二
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５４８号
埼玉県さいたま市岩槻区西町２丁目５―15―1418
債務者　田畑　淳子（旧姓巴）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５４９号
千葉県千葉市花見川区幕張町３丁目884―30
債務者　杉浦　一彰
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部